別紙1

2025年度輸出管理委員会活動検討結果

Ⅰ．2025年度の新規課題					
番号	課題案	理由	解決方法（案）	対応是非	対応方法
1	輸出審査システムの導入 （情報収集）	輸出審査業務システム(シャチハタクラウド)と基幹システム（受発注・生産管理・出荷業務）との連携がなく、二重業務が各部署で発生しているので業務の効率化を進めたい。	他社事例、お勧めのパッケージ（日工会としてシステム開発計画の有無）、システム開発にあたり注意すべき点などをご教授頂きたい。	事務局のペースにて実施	他社参考事例等の情報収集が目的であるので、部会全体として取り組むテーマではない、事務局にて参考事例等を有する会員企業を紹介する。その為に必要なアンケート調査を実施する。
2	（継続中No.6と併せて対応）：2項において、現行のPAからUPRに規制が改正された時に備えて、現PA非該当機がUPR該当機になっても、現行並みの規制レベルになるようにしたい	2項UPR化については、NSGにより議決されてから議論を開始するのでは時間的にも厳しいため、今から日工会内で業界の希望として、規制案について検討する。	日工会内で、2項UPR化に対する以下のような規制案を検討し、経産省に提案・議論する。 ・欧米のようにWAでの基準（6項）優先の考えの輸出令改正に導く。 「2の項（12）：核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの（6の項の中欄に掲げるものを除く。）」 ・「ろ地域」への輸出の際に、UPR該当でもPA非該当機には特一包括が使用できるような法改正に導く。	高	既存の継続テーマⅡ-6に含めて対応していく。
3	（継続中No.10と併せて対応）：数値制御装置における5軸輪郭制御に関する規制の標準化	「ろ地域」（特に中国）の5軸工作機械の大半に欧州メーカの数値制御装置が搭載されている。これは日本の輸出規制が厳格に管理されているためではあるが、現場ではタイムリーな商談ができず、欧州勢に優位に働く状況と理解している。	数値制御装置の5軸輪郭制御に関して、欧州の輸出規制を日本と同等にすべく経済産業省へ働きかける。 FAから、もはや5軸機や5軸CNCの規制の意味が無くなりつつあるため、逆に欧州と同等の審査内容にして標準化することを検討する。	低	既存の継続テーマⅡ-10に含めて対応していく。
4	中古工作機械を輸出する製造業者以外からの該非確認依頼受付数推移把握調査	全体の総数に対する自社の割合を把握し、以降の対応工数の計画作成。	各社の対応状況アンケート実施(半年又は1年毎):受付件数と該非認否。	中	・制約誓約違反の定期調査に含めて実施。 併せて以下を検討する。 ・「各社の対応状況アンケート実施(半年又は1年毎):受付件数と該非認否。」について、何を目的としているのか、実施の目的を提案者に確認する。
5	（継続中No.6と併せて対応）：2項UPR化後の各種手続き明確化及び簡素化	必要手続きの把握とスケジュール化により、円滑な移行準備。	NSGでの合意時期の想定と以降の諸手続きのスケジュール化。	高	既存の継続テーマⅡ-6に含めて対応していく。
6	輸出管理内部規定に関する社員への教育体制、海外出張時の携行品管理の徹底 （自社課題）	CP徹底が必要な為。	教育体制の確立（研修内容・回数）など。	取り下げ	部会では取り扱いはしないが、同様の取り組み経験があり、アドバイス可能な会社があれば、個別に事務局へ申し出し、事務局より、必要に応じてマッチングを行う。
7	輸出管理システム導入検討（自社課題）	顧客管理と該非判定の効率化を図りたい。	システムの改修、構築、導入。	取り下げ	実際にどのような点に課題があるのかを提案者に確認するのがよいが、現時点では個社の問題であり、自社で対応するとの趣旨に受け取れる。よって、部会としては取り扱わないこととする。

Ⅱ．2024年度からの継続課題						
番号	課題テーマ	2024年度の活動内容	2024年度の活動結果	2025年度への申し送り事項	優先順位	対応方法
1	貨物等省令第1条第十四号ロ(二)(三)、ハ(二)(三)の該非判定に関する課題解決	安保審査課にディスカッションペーパーを渡してあり、進展を確認していく。 審査課課長の交代があるため、折を見て再度案内をしていく。	2024年7月に審査課課長の交代に伴い、新課長に再度案内。 経産省安保審査課が2024年10月にドイツとの意見交換を本件を含めて実施。	2023年11月、当局へディスカッションペーパーを提出済。 折を見て(事務局のタイミング　以降は同じ)、進展を確認していく。	中	過去に作成されたディスカッションペーパーを日工会部会内で共有・活用可能かどうかを改めて確認いただくこととする。その確認結果を受けて、当部会として本件の検討を進める方針とする。 不定期で構わないので経産省との意見交換会の場を設けたい。
2	同時5軸輪郭制御が可能なNCプログラムに対するドイツの規制運用の確認と日欧ハーモナイズに向けた要望の実施	NSGの動向を注視し、動きがない場合は経産省へ確認していく。	上記と併せて、経産省安保審査課が2024年10月にドイツとの意見交換を本件を含めて実施。	折を見て、当局に進展を確認していく。	低	日工会の会員企業が、CISTECの会員企業と同様の内容を当局から指摘された場合、または何らかのきっかけで当該テーマに関して当局へ照会する機会が生じた場合に、他案件と合わせて事務局が併せて当局に確認を行い、回答が得られた段階で改めて本件を検討することとする。 不定期で構わないので経産省との意見交換会の場を設けたい。
3	貿易外省令第9条第2項第十四号ホの解釈の明確化(同時輪郭制御軸数が5を超えるNCプログラムを5軸機に搭載した場合の適用可否の明確化)	ドイツの運用に関する確認結果のもと、上記テーマ1.2.と共に検討する。	上記と併せて、経産省安保審査課が2024年10月にドイツとの意見交換を本件を含めて実施。	折を見て、当局に進展を確認していく。	低	日工会の会員企業が、CISTECの会員企業と同様の内容を当局から指摘された場合、または何らかのきっかけで当該テーマに関して当局へ照会する機会が生じた場合に、他案件と合わせて事務局が併せて当局に確認を行い、回答が得られた段階で改めて本件を検討することとする。 不定期で構わないので経産省との意見交換会の場を設けたい。
4	経産省安保ホームページQ&A(工作機械関係)の改訂に関する働きかけ	経産省に検討状況を確認しながらフォローする。 再度、内容の確認を行ったのち経産省への提出を行う。	経産省への要望事項について部会で意見交換を行い、タイミングを見計らって経産省へ相談を持ちかけることとした。	5月までに中古工作機械のQAを提出するシーンがあるので、その際に当局に進展を確認していく。 昨年度から検討を行っていた経産省HPに掲載のQAに関する修正依頼及び確認は4月9日に安保審査課へ提出済	低	事務局の判断とタイミングにより、当局に対して督促または確認を行う。
5	NACCSの改善に関する要望の実施	経産省の考え方も確認しながら、要望を実施する。 内容の確認を行ったのち経産省への提出を行う。	NACCS の利便性向上に関する要望について部会で意見交換を行い、法令改正の要望有無や要望内容について、引き続き審議していくこととした。	引き続き、NACCS の利便性向上に関する要望について部会で意見交換を行い、法令改正の要望有無や要望内容について、審議していく。 今後、安保審査課内でNACCS関連の業務に関与されている担当者を紹介してもらう予定につき、当会の要望を説明していく。	低	事務局の判断とタイミングにより、当局に対して督促または確認を行う。 ・欧米のようにWAでの基準(6項)優先の考えの輸出令改正に導く。 ・「ろ地域」への輸出の際に、UPR該当でもPA非該当機には特一包括が使用できるような法改正に導く。
6	2項UPR化に向けた対応検討(輸出許可申請数の増大、海外生産の可否、申告値の扱い等)	CISTECにて当部会委員が作成した討議資料を基に再度検討する。 今年度は日工会も独自テーマとして議論し経産省との折衝に向けて検討を進める。 ⇒22．項目と同時に検討を進めていく。	2025年1月、経産省の安保課国際室から、NSGがUPR化した際、日本における影響を事前に把握して準備を進めたいとの依頼を受け、調査項目について検討した。	当局からの依頼を受けて、NSGがUPR化した際の日本における影響について、調査を実施する。 CISTECにて当部会委員が作成した討議資料を基に日工会も独自テーマとして議論し経産省との折衝に向けて検討を進める。 役務班へ現地生産の状況等も含めてのインプットの機会を設けておく必要がある。 今回のUPR化に向けた調査依頼を起因として、経産省と意見交換を当会から呼びかけていく必要がある。 ⇒部会後、安保国際室との打ち合わせの際に事前の打診を行った。	高	現時点での最大課題の一つであると認識しているため、トッププライオリティとして取り組む。 なお、当局からの要請によるアンケート調査の結果も、本取り組みの一環として位置付け、これを踏まえて議論を進めていく。

番号	課題テーマ	2024年度の活動内容	2024年度の活動結果	2025年度への申し送り事項	優先順位	対応方法
7	日工会発行文書の見直し 1.輸出管理業務運用ガイドライン 2.貨物等省令第15条又は第18条に該当する工作機械関連のプログラム及びその技術について	改訂が必要な箇所を確認し、対応する。	改訂が必要な箇所の確認・修正を完了した。 今後、当局の確認を受ける。	改訂案について、折を見て当局の確認を受ける。 ⇒1.輸出管理業務運用ガイドラインに関しては4月9日に安保審査課へ改正第二版案を提出し、確認中。	中	部会内で改定箇所および改定文言の検討・作成を行い、改定原稿を作成のうえ、日工会内での確認を経て、当局に対して査読を申し出る(従来どおりの手順に則り、対応を進める)。
8	申告値の有効期間の見直し	NSGの議論も見つつ、要望内容について討議する。 グレーゾーンに関する内容と思われるが、他の項目の情勢に合わせて検討していく。	部会を通じての具体的な意見交換は実施できず。 1月の経産省が日工会へ来会時にNSGのUPR化に関する意見交換の際に事務局より本課題を経産省へ説明。	折を見て、部会を通じて当局との意見交換を実施していく。	中	事務局にて適切なタイミングで当局に確認を行い、進展があった段階で部会として対応を開始する。 各社における対応状況を把握するためのアンケートの実施を検討する。実施頻度は半年ごとまたは年1回とし、調査項目は受付件数および該非認否の状況とする。
9	国内中古機の不正輸出防止への対応	意図的に非該当として該非判定し、中古工作機械の不正輸出への対策について対応する。	2025年1月に経産省から公表されたパブコメ募集に合わせて、部会で内容を検討・意見を取り纏めて2月に提出した。 また、業界統一フォームの検討も行った。 製造者以外の者が輸出者となって中古工作機械を輸出する際の該非判定ガイドラインや統一回答様式を制定していく。	製造者以外の者が輸出者となって中古工作機械を輸出する際の該非判定ガイドラインや統一回答様式を制定していく。	高	ガイドラインの改定作業を部会にて実施した上で、統一解答様式の活用を促すという対応順とする。
10	数値制御装置における5軸輪郭制御に関する規制の標準化	「ろ地域」(特に中国)の5軸工作機械の大半に欧州メーカの数値制御装置が搭載されている。これは日本の輸出規制が厳格に管理されているためではあるが、現場ではタイムリーな商談ができず、欧州勢に優位に働いている状況になっている。 経産省へレベルプレイングフィールドの観点から意見交換を進めていく。 優先順位は低い扱いとし、経産省の状況を様子見をみて対応を進めていく。	部会として経産省との具体的な意見交換の機会を設けることは出来ず。 安保審査課　安倍課長がドイツ訪問に合わせた当会へのレク依頼の際、本課題に関する状況を大橋副委員長及び事務局より説明。 今後、当局に結果を確認する。	折を見て、当局に進展を確認していく。 数値制御装置の5軸輪郭制御に関して、欧州の輸出規制を日本と同等にすべく経済産業省へ働きかける。 FAから、もはや5軸機や5軸CNCの規制の意味が無くなりつつあるため、逆に欧州と同等の審査内容にして標準化することを検討する。	中	事務局にて適切なタイミングで当局に確認を行い、進展があった段階で部会として対応を開始する。 なお、仮にNSGのUPR化が合意された場合、2項該当機に関する取り扱いが大きく変わる可能性があるため、その場合には速やかな対応が求められることを念頭に置いておく。
11	工作機械に関する安全保障輸出管理・規制内容の変遷の作成	前回の作成方法を踏襲して実施する。 完成した冊子の電子データの日工会HP掲載も検討する(冊子販売or会員ページのみ掲載かを含め検討)	今年度の政省令改正及び各種規制変更が大幅に変更されることに合わせて変遷作成の計画であったが、年度内の施行とならないことが判明したため、今年度は作成に向けた活動に至らなかった。 2025年に施行予定の政省令改正及び各種規制変更に合わせて作成を実施していく。 完成した冊子の電子データの日工会HP掲載も検討(冊子販売or会員ページのみ掲載かを含め検討)。	2025年に施行予定の政省令改正及び各種規制変更に合わせて作成を実施していく。 完成した冊子の電子データの日工会HP掲載も検討(冊子販売or会員ページのみ掲載かを含め検討)。	中の上	従来どおりの手順に則って事務局でこれまでの資料(電子データまたは紙資料)を整理し、各委員へのチェック・作成箇所の割り振りを行ったうえで、全体で一斉に作業を開始する。

Ⅲ. 輸出管理委員会の在り方、進め方、その他

番号	課題案	対応是非	対応方法
1	自身の勉強不足もあり、輸出管理に関する知識はまだ不十分と認識しているため、今年も引き続き輸出管理講習会の実施をお願いしたい。(意見)		

以上